

美浜区役所職員等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美浜区役所職員等の表彰制度について、必要な事項を定めることにより、美浜区役所職員の窓口等業務の取組意欲の向上と組織の活性化を図り、ひいては市民サービスの向上に資することを目的とする。

(表彰権者)

第2条 表彰は、美浜区長が行う。

(表彰対象者)

第3条 表彰対象者は、次のとおりとする。

賞	数	表 彰 対 象 者
優秀職員賞	数人	管理職を除く美浜区役所職員（嘱託職員、非常勤職員を含む）を表彰の対象者とする。
区長特別賞		特別な表彰事由がある場合の職員・組織を対象とする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、次の記念品及び賞状を授与することにより行う。

賞	記 念 品	備 考
優秀職員賞	表彰シール	
区長特別賞	予算の範囲内で決定	

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年度1回とし、時期は美浜区長が定める。

(表彰者の決定)

第6条 優秀職員賞は、職員（嘱託職員、非常勤職員を含む）相互による投票の結果を基本に、美浜区長が最終的に決定する。

2 区長特別賞は、取組状況や関係者からの意見などを勘案し、美浜区長が決定する。

(庶務)

第7条 職員表彰の庶務は、美浜区役所総務課課長補佐が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、職員表彰に関し必要な事項は美浜区長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。